

住宅リフォーム工事標準契約書

(2枚複写 10組 ノーカーボン)

一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

住宅リフォーム工事標準契約書

令和2年3月 制定
令和4年6月 改定
令和6年6月 改定
令和7年9月 改定
令和8年10月 改定

発行：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビルディング4階

TEL. 03-3556-5430

FAX. 03-3261-7730

URL <https://www.j-reform.com>

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、住宅リフォーム関連の団体と、全国の都道府県・政令指定都市等で構成された、住宅リフォームの基幹となる全国組織です。

住宅リフォーム工事標準契約書について

1 書面交付の義務

建設工事の請負契約においては、すべての工事で所定の事項を記載した契約書面を交付しなければなりません（建設業法第19条）。しかしながら、現状のリフォーム工事、特に小規模なリフォーム工事においては、契約書を取り交わしていない、または曖昧な内容による契約や安易な変更等によるトラブルが発生しています。

2 「住宅リフォーム工事標準注文書・請書（小規模工事用）」と「住宅リフォーム工事標準契約書」の二本立て

本契約書面は主に請負金額50万円未満程度かつ単一工事用として「標準注文書・請書（小規模工事用）」と、主に中・大規模工事用として「標準契約書」（本書）の二本立てになっています。リフォーム工事の契約の際は必ずこれらの契約書面を使用してください。

3 本標準契約書の利用について

契約時には見積書、設計図、仕様書などを添付するようにしてください。

なお、小規模な工事（請負金額50万円未満程度かつ単一工事）のうち、契約時に設計図、仕様書などを添付しない工事については、当協議会が発行している「住宅リフォーム工事標準注文書・請書（小規模工事用）」も使うことができます。

（例：請負金額40万円で契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付する工事
⇒本請負契約書を使用）

4 工事および工期の変更について

リフォーム工事中に工事の変更や追加が生じた場合の、変更・追加工事の内容や工期の延長日数については、注文者と請負者で協議し、双方合意の上で決めてください（「住宅リフォーム工事請負契約約款」第10条に記載。）。（6頁参照）

また、その際には**変更等の内容について、必ず書面での合意を行った上で、その書面を当初の契約書面と一緒に保管してください。**

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページからも、標準的な「住宅リフォーム工事内容変更合意書」がダウンロードできますのでご利用ください。

5 印紙税について

この住宅リフォーム工事標準契約書は、印紙税法上の第2号文書「請負に関する契約書」に該当するので、印紙税が課税されます。

令和9年3月31日までの間に作成される請負契約書に係る印紙税の金額は、軽減措置が適用され、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じた「軽減後の税率」欄の金額となりますので、該当する印紙を貼付してください。

なお、下表の「契約金額」は、住宅リフォーム工事標準契約書の7. 請負金額の「うち工事価格（消費税等額を除く）」の欄に記載された金額となります。

契約金額（税抜）	本則税率	軽減後の税率
1万円以上100万円以下	200円	200円
100万円超200万円以下	400円	200円
200万円超300万円以下	1千円	500円
300万円超500万円以下	2千円	1千円
500万円超1千万円以下	1万円	5千円
1千万円超5千万円以下	2万円	1万円
5千万円超1億円以下	6万円	3万円
1億円超5億円以下	10万円	6万円
5億円超10億円以下	20万円	16万円
10億円超50億円以下	40万円	32万円
50億円超	60万円	48万円
契約金額の記載のないもの	200円	200円

詳細は国税庁のホームページをご参照ください。

6 工事請負契約約款について

請負者は、リフォーム工事を請け負う場合、取り決め事項を記載したこの「工事請負契約約款」の内容を、注文者に十分説明する必要があります。

「工事請負契約約款」の条文の内容について、分かりづらいものや質問の多いものについて以下に解説しています。

■頭書部分3（工事期間）

建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結が禁止され（建設業法第19条の5第2項）、令和7年12月から義務化されました。建設業法令遵守ガイドライン（第12版）においては、「著しく短い期間」とは「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」を「工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）などに照らして不適切に短く設定された期間」と位置付けています（建設業法令遵守ガイドライン（第12版）P24）。

なお、工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（建設業法第20条の2関係）との関係については、後述の■第10条をご参照ください。

■頭書部分4（工事を施工しない日・時間帯）

令和2年10月に施行された建設業法19条1項4号に基づき、工事を施工しない日及び時間帯を記載できるようにしました。

■頭書部分5（保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無）

建設業法第19条1項13号にて契約不適合責任に関する保険の内容を契約書に規定することとされています。そのため、契約不適合責任のほか、各保険への加入の有無（建設工事保険、請負業者賠償責任保険についてはすでに加入しているか否か、リフォーム瑕疵保険については今後加入するか否か）などについて説明し、注文者の意思を確認します。

■頭書部分6（解体等工事に係る石綿使用に関する事前調査について）

石綿の調査については、令和3年4月以降、アスベストの事前調査が義務付けられ、調査結果を3年間保管しなければなりません。また、令和4年4月以降においては、一部の案件においては調査結果の報告が義務付けられ、令和5年10月以降は調査分析を有資格者にすることが義務付けられました。さらに、工作物については、令和8年1月から義務付けられました。よって、建築物の解体・改修・リフォーム工事の全てが対象となっているため、解体工事の有無に関して環境省の「解体等工事に係る事前調査説明書面」の様式をモデルに「標準契約書」、「標準注文書・請書（小規模工事用）」にそれぞれ記載することにしました。

なお、木材、金属、石、ガラスなどアスベストを含まないことが明確な素材で構成された建材の工事や、畳や電球のようにアスベストを含まない素材の除去作業及び釘抜きや釘打ちなど材料に極めて軽微な損傷しか与えない作業、現在の塗装の上から重ね塗装をする場合や、材料を追加する場合には調査不要とされます（建築物等の解体等に関わる石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和８年２月改正）P 88）。不要な場合にはいずれに該当するかを記載する必要があります。

■頭書部分 7（請負金額）

建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結が禁止されました（建設業法第19条の3第2項）。

建設業法令遵守ガイドライン（第12版）においては「不当に低い請負代金の禁止」を「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負金額とする請負契約を請負人と締結することを禁止するもの」と定義しています。

なお、著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等（建設業法第20条）については、以下の点にご注意ください。

① 材料費等記載見積書の作成及び交付

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもののほか当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書を作成するよう努めることとされました。材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないこととされました。

さらに、建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めることとされ、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立（変更契約も含む）するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされました。

② 「著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等（建設業法20条）」

建設工事の注文者は、建設業者に対し材料費等の額について通常必要と認められる額を著しく下回るようになる変更を求めてはならないとされ、必要な場合には国土交通大臣及び都道府県知事が勧告等を行うことができることになりました。

■第2条（一括下請負・一括委任の禁止）

同条のほか、本契約約款においては、承諾解除通知等を書面によって行うものとしています。

この書面については、実務の実情を考慮して、電子メール等紙媒体の書面によらない通知措置も含む旨を規定しています。

特定商取引に関する法律の令和3年改正により、いわゆる「クーリング・オフ」についても、電子メール等電磁的記録による通知も可能となりました。このような特定商取引に関する法律の改正に合わせて、電子メール等の電磁的記録によるクーリング・オフの通知も可能となりましたので、ご注意ください。

■第2条の2（迷惑行為の禁止）

2026年（令和8年）10月施行の改正労働施策総合推進法において顧客や取引先からの過度な言動（カスハラ）から従業員を守るための体制整備が事業者には義務化されたことに伴い、新たに約款に記載しました。記載が義務付けられたものではありませんが、正当な理由がない過度な要求、暴言その他の社会通念上許容される範囲を超えた行為については書面（メール等を含む）をもって必要な措置を実施するように契約当事者が相手方に要求できるとし、要求を受けた側は応じるように努めなければならないとしました。

■第3条（権利・義務などの譲渡の禁止）

第1項の「譲渡禁止特約」が規定された場合でも、民法では第三者への債権譲渡は有効となります。

ただし、悪意重過失の譲受人に対しては履行を拒むことができるので、通常は譲渡禁止特約が規定されていることが殆どであることから、悪意者に該当するケースが多いと思われます。

■第4条（適正な請負代金及び完了確認・代金支払い）

第1項については建設業法第19条の3第2項により、建設業者に、自ら保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令が定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないと義務付けられました。これに基づき、労務費を含む工事代金（材料費など）について適切な工事代金で契約することを契約上確認することとしました。

■第6条（第三者への損害および第三者との紛議）

第2項記載の「前項に要した費用」とは、たとえば、調査費用、裁判費用（訴訟費用）等が想定されます。

■第7条（不可抗力による損害）

注文者・請負者のいずれにも責任のない不可抗力による損害については、第1項で請負者が損害の状況を速やかに注文者に通知することを規定しています。そして損害が発生した場合には、第2項において、注文者と請負者が協議した上で、重大なものであり、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められる場合には、注文者が負担することを規定しています。

■第8条（契約に適合しない場合の担保責任）

契約不適合責任期間については、国土交通省の定めた建設工事業標準請負契約約款の改正内容と同様に、責任期間は「引渡しから2年」としました。

ただし、「建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽」について、1年以上経過したものについては施工上の瑕疵か使用上の瑕疵か判別しにくいことに鑑み、責任期間は「引渡しから1年」と規定しました。

なお、民法の契約不適合責任の改正内容については11頁の「※民法上の契約不適合の責任について」を参照してください。

また、第2項は、請負者が保証書を発行している場合は、従前どおり第1項の約款の定めにかかわらず、保証期間が優先することを規定しました。

また、第3項において、第5条に基づく「注文者の支給材料または貸与品並びに注文者の指図が原因である場合」に、請負者は責任を負わない旨を規定しました。

■第9条（打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合）

注文者の責めに帰すべき事由により完成することができなくなった場合には請負者は報酬請求ができます（改正後民法第536条2項）。

また、注文者の責めに帰すことができない事由により工事が完成不能となった場合（請負者に帰責事由がある場合を含む）、完成前に解除された場合には出来高分について請求することができます（改正後民法第634条）。

■第10条（工事の変更・工期の変更・請負代金の変更）

- (1)(2) 第1項及び第2項は、改正建設業法第20条の2に基づき建設工事の注文者及び請負者は、工期または請負代金の額に影響を及ぼす恐れがある事情を注文者が請負者に対して、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期または請負代金の額に影響を及ぼす恐れがある事情を請負者は注文者に対して、

契約を締結するまでに相手方に通知し、情報共有をした上で、請負者が通知した事象が発生した場合には注文者には協議に応じることを努力義務として定めたものです。

以上から、第1項に注文者・請負者それぞれの通知すべき内容を定め、第2項において注文者は通知をした内容が生じた場合には請負者との協議に応じるように努めなければならないとしました。

なお、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第8版 令和8年1月改訂版）においては、「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、建設業法第20条の2第2項に基づき契約前に受注予定者から発注者に通知した事象が実際に発生した場合の変更協議に準じて誠実に協議に応じることが求められる。

よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に発注者にその旨を通知しておくことが望ましい。」との記載があります。

- (3) 第3項は、注文者による工事や工期の変更について、当事者の合意によって決めることや追加工事代金が発生する場合の代金支払の請求を請負者ができること等について規定しています。工事や工期の変更の際には、変更等の内容について、必ず書面（電子メール等を含む）での合意を行った上で、その書面を当初の契約書面と一緒に保管してください。

- (4) 第4項（追加・変更工事の工期）

頭書部分3にて記載のとおり、建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されます（第19条の5第2項）。よって、工期の変更を行う場合にも著しく短い工期にすることはできません。「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」についての解釈は頭書3において記載のとおりです。また、工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第20条の2）については、(1)(2)に記載のとおりです。

- (5) 第5項（追加工事代金の請求）

建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結が禁止されます（建設業法第19条の3第2項）ので、追加工事代金

の決定に際しても不当に低い追加工事代金にすることはできません。この点は、頭書部分7に記載のとおりです。

「(追加代金は理由に応じて注文者と請負者が協議することとし) 協議にあたっては、工事に関わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する」という文言に加えて「協議にあたっては、工事に関わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮し、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とはしないものとする」を加えました。

また頭書部分7で記載のとおり、著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等（建設業法第20条関係）が令和7年12月に施行されました。建設工事業者は、適切な見積書を作成することが求められ、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならず、注文者も、この見積書の内容を考慮することが求められ、これを著しく下回るようになる変更を求めてはならないことになりました。

(6) 第6項（不可抗力による追加工事代金の変更及び工期の延長）

① 変更方法について

改正により請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（建設業法第19条第1項）が義務付けられ、建設業法令遵守ガイドライン（第12版 令和8年1月改訂版）においては、契約書に記載すべき事項（建設業法19条1項）の「(請負代金の額の変更及び) その額の算定方法」に関して「(元請負人と下請負人が) 協議して定める。協議にあたっては工事に係わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する」旨を記載することが考えられる、との記載があります（建設業法令遵守ガイドライン（第12版 令和8年1月改訂版） P9）。そこで第10条6項に「協議にあたっては、工事に係わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する」との記載を加えています。

② 協議における注意点

工期の延長については頭書3における「著しく短い工期による請負契約締結の禁止」、追加工事代金については頭書7における「不当に低い請負代金の禁止」の点を考慮する必要があります。

■第11条（注文者の中止権・解除権）

第1項は、注文者が、必要に応じて工事を中止または解除することができることを規定しています。

第2項は、請負者が工事を遅延した場合に注文者があらかじめ書面をもって催告した後に解除できる旨を規定したものです（これを「催告解除」といいます）。なお、令和2年4月施行の民法改正を反映して、但書において「不履行の内容が軽微であるとき」には解除できないことを規定しています（改正後民法第541条但書）。

第3項第二号は、第2項と異なり、注文者があらかじめ催告することなく（無催告）ただちに解除できる場合を規定しているもので、解除する場合には請負者の帰責事由は求められず、一定の要件を満たした場合には、催告することなくただちに解除できるケースを規定しています。

ただし、いずれの場合も解除の原因が注文者にある場合には解除はできません。

■第13条（解除に伴う措置）

第11条および第12条において解除された場合の精算や引取および処置方法について規定しています。

■第14条（遅延損害金）

遅延損害金の具体的な計算方法は、次のとおりです。

$$\{(請負代金) - (工事済部分相当額 + 搬入工事材料相当額)\} \times 14.6\% \div 365日 \times 遅延日数$$

(例) 請負代金から工事済部分相当額と搬入工事材料相当額を控除した額が100万円で遅滞日数が10日の場合

$$100万円 \times 14.6\% \div 365日 \times 10日 = \boxed{4,000円}$$

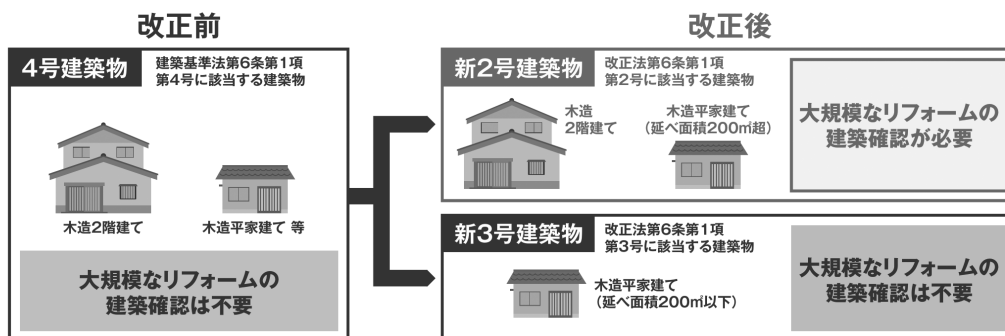
なお、特定商取引法に規定された訪問販売による請負契約に該当する場合には法定利率（令和8年10月現在年3%）に限定されます。ここでいう訪問販売とは、営業所以外の場所において締結する契約です。

■第15条（個人情報の取扱い）

注文者の個人情報を請負者が利用する範囲について規定しています。第三者に提供できない「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害、知的障害、精神的障害等の障害のあること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、逮捕歴や保護処分等を指します。

■その他（令和7年4月の建築基準法改正について）

令和7年4月の建築基準法改正により、二階建ての木造戸建等において大規模なリフォーム^{※1}を行う場合は、事前に建築確認申請手続きや建築士による設計・工事監理^{※2}が必要となります。なお、違反した場合は、罰則が措置されています。



出典：国土交通省チラシ「2025年4月から木造戸建の大規模なリフォームが建築確認手続きの対象になります」

※1 建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床（最下階の床は除く）、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。例えば、階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は該当しません。

※2 延べ面積が100㎡を超える建築物^{※3}で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。（建築基準法第5条の6の規定による）

※3 建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が別途延べ面積等を定めている場合があります。

■クーリング・オフの権利行使について

第2条においても説明したとおり、クーリング・オフの権利行使は、書面又は電磁的記録により行うことができ、これには電子メール等も含まれることになりましたので、注意してください。

■民法上の契約不適合の責任について

令和2年4月に改正施行された民法と改正前の民法との違いを中心に説明します。

1 損害賠償請求

改正前民法では、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求は無過失責任（過失がなくても責任ありとされるもの）ですが、新民法では過失責任となります（改正後民法第415条第1項）。

2 解除権

約款第11条および第12条のとおりです。

改正後民法では解除する場合に相手方の帰責事由は求められず、一定の要件を満たした場合には解除できることになります。

ただし、解除の原因が注文者にある場合には解除はできません。

また、「不履行の内容が軽微であるとき」には解除できないことが規定されています（改正後民法第541条但書）。

3 修理（追完）請求

注文者の修理（追完）請求権については、買主の追完（修理）請求権を規定した改正後民法第562条を、請負の場合にも準用しています（改正後民法第559条）。

ただし、新たに「売主（請負者）は、買主（注文者）に不相当な負担を課するものでないときは、買主（注文者）が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる」（改正後民法第562条）ことが規定され、修理工事の内容については注文者の要求どおりとなるとは限らないことになっています。

4 報酬減額請求

売買に規定されていた代金減額請求権（改正後民法第563条）が請負にも適用され（改正後民法第559条）、以下の場合には注文者は何ら催告することなく直ちに報酬の減額を請求することができます。

- ① 履行の追完が不能のとき
- ② 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしたとき
- ③ 特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約目的を達成できない場合に請負者が履行の追完をせずに時期を経過したとき
- ④ 注文者が催告しても履行の追完を受ける見込がないことが明らかなとき。

ただし、注文者の責めに帰すべき事由による場合には請求できない（改正後民法第559条～第563条）。

なお、報酬減額請求権を行使した場合には契約の解除はできなくなります。

5 権利行使期間

権利行使を行うには、従来、損害の根拠等を明確にする必要がありますが、改正後民法では「不適合を知ってから1年以内の通知」とされ（改正後民法第637条）、契約に適合していないという不適合の事実さえ通知すればよい（具体的な根拠までは不要）ことになっています。

また、消滅時効期間が5年間となっています（改正後民法第166条第1項）。

作成・提出の手順

- ・この契約書は2枚組(複写)で、「住宅リフォーム工事請負契約約款」が一体となった書式構成となっています。
- ・同じ内容の契約書を2部作成し、注文者、請負者が各1部ずつ保管してください。

1. 請負者が請負契約書を作成する。

請負契約書の作成に必要な添付書類(①見積書(契約用) ②仕様書 ③設計図 ④工程表 ⑤その他)を各2部ずつ準備します。

請負契約書の作成

- (1) 請負者は、「請負契約書」の前文に見積書の枚数、設計図の枚数及び1. 工事名称～9. その他添付書類までを記入します。(別紙記入例参照)
- (2) 作成した「請負契約書」および添付書類を袋とじます。(2部)(別紙参照)
- (3) 「請負契約書」の請負者欄に予め住所、社名、代表者名を記入した上で、代表者印を押印し、請負金額に応じた収入印紙を貼付します(なお、印紙代は注文者、請負者それぞれが負担します。)

※請負者の住所、社名を判子で押印する場合の注意点

住所、社名を判子で押印する場合は、水性インキのスタンプ台をご使用ください。

(複写用紙の性質上、油性インキのスタンプ台や朱肉等を使用すると、隣接するページの発色文字ににじみ・退色等が生じる場合があります。)

- (4) 袋とじした「請負契約書」は2部とも請負者の割印をするとともに、収入印紙に請負者の消印をすることを忘れないようにします。

2. 注文者に記名、押印を依頼する。

- (1) 請負者は、「請負契約書」に記入したリフォーム工事の内容、および約款(クーリング・オフが適用される場合はその説明)、添付書類を注文者に説明します。内容についてご了解いただいた後に、注文者に「請負契約書」の「契約日」、「注文者」欄への記入、押印を依頼します(注文者が連名の場合は、それぞれに依頼します。)
- (2) 請負者の押印にならって袋とじへの割印と、収入印紙に注文者の消印をすることにより、契約が完了します。同じ内容の契約書を2部作成し、注文者、請負者が各1部ずつ保有してください。

記入例

1- (1)

記入例

住宅リフォーム工事
請負契約書

※裏面も合わせて本書面の内容を十分お読みください。

印刷貼付欄

1- (4) 2- (2)

本契約書、住宅リフォーム工事請負契約書、添付の見積書、設計図、図章及びその他の添付書類に
もつて、工事請負契約を結ぶ。この契約の証として本書を2部作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1部を保有する。

1. 工事名称 〇〇区〇〇様邸 〇〇工事

2. 工事場所 〇〇区〇〇〇〇〇〇-〇-〇

3. 工事期間 〇〇年〇〇月〇〇日 より 〇〇年〇〇月〇〇日 まで

4. 工事を施工しない日・時間帯 (※注者は以下の日時は本工事を施工しないものとする)

〇曜日、〇曜日、平日の午後〇時から午前〇時まで

5. 保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無 (有・無)

☒ 建設工事保険 (保険会社: 〇〇保険会社)

☒ 請負業者賠償責任保険 (保険会社: 〇〇保険会社)

☒ 住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に基づき瑕疵保険 (保険法人: 〇〇保険会社)

☐ 上程瑕疵担保の種類の種類 ☒ リフォーム瑕疵保険 ☐ 延長保証保険

☐ その他 ()

6. 解体工事等に係る石綿使用に関する事前調査 (要・不要)

☐ 上記6で事前調査が不要な理由 ☐ その他 ()

7. 請負金額 5,500,000 円 (税込)

うち工事報酬 (消費税等別を除く) 金 5,000,000 円

仮引に係る消費税等 金 500,000 円

8. 支払方法

契約締結時	〇〇年 〇〇月 〇〇日	金	1,080,000	円 (税込)
中間時	〇〇年 〇〇月 〇〇日	金 <td>2,700,000</td> <td>円 (税込)</td>	2,700,000	円 (税込)
完成時	〇〇年 〇〇月 〇〇日	金 <td>1,720,000</td> <td>円 (税込)</td>	1,720,000	円 (税込)
その他	年 月 日	金		円 (税込)

9. その他添付書類 ☒ 仕様書 ☐ 工程表 ☐ その他 ()

〇〇年 〇〇月 〇〇日

注文者 住所 〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇 住所 氏名 〇〇 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

私(注文者)は、住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に基づき瑕疵保険の説明を受け加入 (する・しない) ことを了承します。

請負者 1- (3) 住所 〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇 名称 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 担当 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇

2- (1)

2- (2)

注文者

注文者

請負者

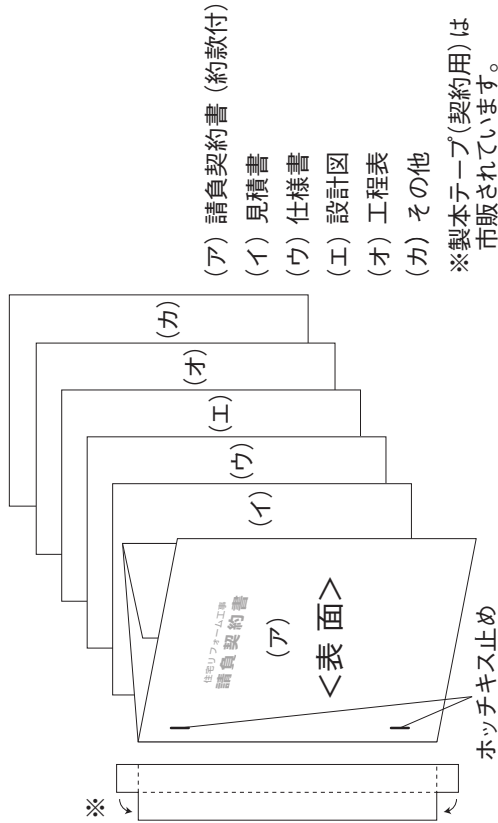
請負者

<裏面>

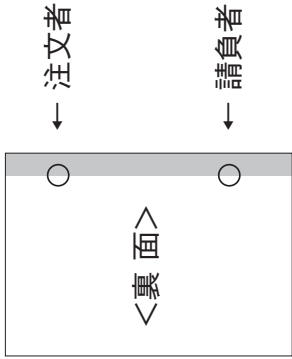
袋とじ方法

1. (ア) 請負契約書～(カ) その他書面までをホッチキス止める。

2. 製本テープ (契約用) 等で袋とじする。



3. 袋とじ後、割印を押す。



記入例

請負契約書 6. 解体工事等に係る石綿事前調査が要の場合の記載例です。

記入例

解体等工事に係る事前調査説明書面

〇〇年〇〇月〇〇日

[illegible]

氏名(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

○○○○

②元請業者 住所 ○○○区○○○

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

[illegible]

0000-0000-0000-0000 台灣國際學術交流基金會

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

[illegible][illegible]

2 工事中に特定建築材料を見つけた場合は、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。

© 2014 Pearson Education, Inc. or its affiliate(s). All rights reserved.

〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 〇〇〇〇

発注者へこの書面の説明を行いました。

⑦元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 代表取締役社長 〇〇林武芸社

別紙1

記入例

特定粉じん排出（石棉除去）等作業の概要

[illegible]

- 1 炭素繊維強化樹脂被覆管の製造工程について、特許第2670897号（昭和57年）を以て示す。
- 2 炭素繊維強化樹脂被覆管の製造工程について、特許第2670898号（昭和57年）を以て示す。